新潟県柏崎市道路照明用街路灯設置補助金交付要綱(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域の交通安全、犯罪防止等のため、道路照明用街路灯(以下「街路灯」という。)を設置する場合、既設街路灯をLED照明に交換する場合、既設のLED照明の故障により器具一式を取り替える場合、既設道路照明用街路灯専用木柱(以下「既設街路灯専用木柱」という。)を建て替える場合及び既設街路灯専用木柱を撤去し、既設街路灯を移設する場合に対して、その費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 道路照明用街路灯設置補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、交通安全、犯罪防止等のための街 路灯の設置に関するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、街路灯の設置及び管理をしようとする町 内会又は団体(以下「町内会等」という。)とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める額とする。
 - (1) おおむね200メートル以上離れている集落間を結ぶ通学路に 街路灯を設置する場合で市長が特に必要があると認めるとき 路灯の設置に係る費用の90パーセント以内の額
 - (2) 前号以外の場合 街路灯の設置に係る費用の50パーセント以内の額。ただし、補助金の額が1灯当たり1万2,000円を超えるものについては、1万2,000円とする。

- (3) 補助対象事業者が所有する既設街路灯専用木柱を新品の非木製に建て替える場合 既設街路灯専用木柱の建替えに係る費用の 5 0 パーセント以内の額。ただし、補助金の額が1本当たり10万円を超えたものについては、10万円とする。
- (4) 補助対象事業者が所有する既設街路灯専用木柱を撤去し、既設街路灯を近辺の壁面等に移設する場合 既設街路灯専用木柱の撤去に係る費用の50パーセント以内の額。ただし、補助金の額が1本当たり5万円を超えたものについては、5万円とする。

(様式)

- 第6条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとお りとする。
 - (1) 道路照明用街路灯設置補助金交付申請書 (兼実績報告書) 別記第1号様式
 - (2) 道路照明用街路灯設置補助金交付決定(確定)通知書 別記第 2 号様式

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、前条第1号に定める書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定及び通知)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定の上、額を確定し、その旨を第6条第2号に定める書類により、申請者に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 廃止前の新潟県柏崎市道路照明用街路灯設置補助金交付要綱(平成11年3月告示第37号。以下「廃止前の要綱」という。)による補助金の支払については、平成29年5月31日までの間は、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、 補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、廃止前 の新潟県柏崎市道路照明用街路灯設置補助金交付要綱の規定は、な おその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

道路照明用街路灯設置補助金交付申請書 (兼実績報告書)

年	月	日
---	---	---

柏崎市長 様

町内会又は団体名 申請者 代表者住所 代表者氏名

新潟県柏崎市道路照明用街路灯設置補助金第1条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1	工事場所	柏崎市			地内		
2	工事内容	設置	(取替え)	灯、	建替え	本、撤去	本
3	完了年月日		年	月	日		
4	事業費 (支払工事費)	¥					
5	補助金の額	¥					

6 添付書類

請求書及び受領書(金融機関振込金受領書)の写し又は電気工事店証明書(下欄)

電気工事店 証明欄	工事代金 ————————————————————————————————————
	工事代金(設置(取替え)灯、建替え本、撤去本分)を上記のとおり 領収しました。
	年 月 日

7 振 込 先 ※ □市政協力事務費口座に振込

※ 振込先が市政協力事務費と同じ口座の場合は、②をして下記金融機関名等は記入不要。

金融機関名	預金種別	口座名義人(フリガナ)
銀行・農協		
信用金庫	普通 • 当座	
信用組合		
本店・支店	口座番号	
支所・出張所	No.	氏名

第2号様式

 第
 号

 年
 月

 日

様

柏崎市長

道路照明用街路灯設置補助金交付決定(確定)通知書

年 月 日付けで交付申請のあった道路照明用街路灯設置補助金について、下記のと おり決定(確定)したので通知します。

記

1 補助金交付決定(確定)額

2 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業内容は 年 月 日付け道路照明用街路灯設置補助金 交付申請書のとおりであること。
- (2) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市道路照明用街路灯設置補助金交付要綱の規定を遵守すること。